

資料 1

1 障がい者差別解消支援地域協議会の設置について

(1) 必要性

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関等と事業者においては、不当な差別的取扱いの禁止とともに、合理的配慮の提供が求められることになった。

(事業者による合理的配慮の提供は努力義務。) また、国及び地方公共団体においては、障害を理由とする差別の解消に資する体制の充実に努めることとされた。

障がい者差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者にとって身近な地域において、主体的な取組みがなされることが重要であり、障害者差別解消法17条において、国と地方公共団体の機関は、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を設置できるとされた。

(2) 地域協議会の役割

① 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有

関係機関等が対応した相談事案に関する情報(特に紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例や、相談を踏まえて実施した調整の内容等)について共有することで、地域協議会を構成する機関等が障がい者差別の解消に関する共通認識を持つことに繋がる。

また、類似する相談を受ける際の参考となるだけでなく、地域全体の相談対応力の向上に繋がると考えられる。

② 障がい者差別に関する相談体制の整備

障がい者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によっては、聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、さらには、相談を受けてから事案の解決を目指す際の相談フローの検討などについて協議することが考えられる。

③ 障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析

障がい者差別の解消に向けては、発生した事案への対応だけでなく、障がい者差別が起こらない地域づくりをしていくことが重要である。現に提供されている合理的配慮(提供主体が特に意識せずに行っている取り組みも含む。)の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取り組みが実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つことも考えられる。

④ 障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害理解のための研修・啓発

障がい者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金とな

って発生する障がい者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や障がい者差別の解消に資する取組みに係る事例の発信なども重要である。

⑤ その他

障がい者差別解消の取組そのものでなく、関連する取組みを地域協議会で併せて実施することで相乗効果を期待することができる。

障がい者差別に係る取組に加え、障がい者へのちょっとした手助けや配慮を市民に幅広く求める「あいサポート運動」の推進を所掌事務としている例もある。

2 障がい者差別の解消に資する市の取組について

(1) 平成28年度の主な取組

① 啓発事業

「障害者差別解消法」について、広報よしかわ5月号に掲載し、市民に周知した。

「ほじょ犬に特別住民票」を交付し、これを広報2月号に掲載し、ほじょ犬の役割を市民に周知した。

② 研修事業

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を定め、法に規定された不当な差別的取扱い及び合理的配慮について適切に対応することを市役所職員に徹底した。

(2) 平成29年度の主な取組

① 啓発事業

「障害者差別解消法リーフレット」を吉川市商工会を通じ、市内各事業所に配布し、法の趣旨を周知した。

広報11月号に「ヘルプカードの役割や様々な障がい」についての内容を掲載し、緊急時、災害時などにおける支援や配慮などを市民に周知した。

② 研修事業

市役所職員への「障害者差別解消法研修」を開催した。

(3) 平成30年度の主な取組

① 啓発事業（講演会開催）

埼玉県主催（吉川市、春日部市、松伏町、三郷市共催）による「障害者差別解消法事業所向け講演会」を開催した。（おあしす 100名参加）

講師 日本社会事業大学 専門職大学院 曾根直樹准教授

市主催「障害者差別解消法市民向け講習会」を開催した。（おあしす76名参加）

講師 埼玉県立大学 朝日雅也教授

② 研修事業

市内交通事業所に、「障害者差別解消法出前講座」を実施した。

(東武バスセントラル(株)9名参加)

(4) 令和元年度の主な取組

① 啓発事業

「吉川市手話言語条例」(令和2年4月1日施行)を広報2月号に掲載し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及び手話の普及の促進を図り、共生することのできる地域社会の実現に寄与することを市民に周知した。

② 研修事業

市役所職員への「障害者差別解消法研修」を開催した。

(5) 令和2年度の主な取組(予定)

① 啓発事業

障がい者へのちょっとした手助けや配慮を市民に幅広く求める「あいサポート運動」を松伏町と共同で実施する。

② 研修事業

様々な障がいの特性や障がいがある方が困っていること、必要な配慮などを研修会、講演会を定期的で開催し、「あいサポーター」(支援者)を育成していく。

3 障害者差別解消法に関する相談事例

(1) 平成28年度

相談件数なし

(2) 平成29年度

相談事例 1件

就労継続支援A型事業所の職場環境の相談

精神障害を抱える相談者が職場の環境(就労中の話し声)や支援者の支援方法などについての相談があり、事業者の説明し、改善していく旨の回答を得た。

(3) 平成30年度

相談事例 1件

盲ろう者が一般就労している事業所に対して、職場環境(障がいに対する配慮)

などの相談があり、事業所に説明し、就労環境(大きな文字での筆談)などの配慮をしていくことで解決した。

(4) 令和元年度

相談事例 1件

精神障害を抱える相談者が入院し、生命保険を請求する際、約款の規定が分かりにくい説明であったことから、生命保険会社に説明し、説明をわかりやすくするよう配慮していくとの回答を得た。